

みんなで築こう人権の世紀

12月4日から10日は人権週間です



「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」です。誰もが自分らしく、自由に、幸せに生きる権利です。誰にとっても身近で大切なものであり、違いを認め合う心によって守られます。今、人権を守るために、私たちに何ができるのか、身近なところから考えてみましょう。

STOP! ワクチンハラスメント

みなさん、“ワクハラ”ってご存じですか？

“ワクハラ”とは“ワクチンハラスメント”の略で、新型コロナウイルスワクチンの予防接種を希望しない人に対して、接種を強要したり、職場や学校において不当な扱いをしたりする問題のことです。

ワクチンを接種するかしないかは、個人の意思に委ねられます。接種してもしなかったとしても、引き続き感染対策を怠らないことが大切です。



下野市人権推進審議会って？

市民一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、「下野市人権教育・啓発推進行動計画」の策定をしたり、様々な人権問題について議論を行う会議です。

現在下野市では、令和4年度から2年間、公募委員として会議に参加して下さる市民の方を募集しています。詳しくは広報令和3年11月号のp.34をご覧ください。

人権に関する相談先は・・・

対面相談

相談開催日時は、市広報の「心配ごと・悩みごと・子育て相談」を参照ください。

心配ごと・悩みごと相談

月2回開催。人権擁護委員が、住民の皆さんからの人権相談に応じえています。※人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間の人たちで、地域の中で人権侵害が起きないように見守り、皆さんからの人権相談に応じるなどの活動を行っています。

女性の人権ホットライン

午前8時30分～午後5時15分まで(平日のみ)

全国共通ナビダイヤル

0570-070-810

みんなの人権110番

午前8時30分～午後5時15分まで(平日のみ)

全国共通ナビダイヤル

0570-003-110

子どもの人権110番

午前8時30分～午後5時15分まで(平日のみ)

全国共通フリーダイヤル

0120-007-110

電話相談

電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

相談は、人権擁護委員または法務局職員がお受けします。

ひとりで悩まずにご相談ください。

相談は無料です。秘密は厳守します。

お問い合わせ先：市民協働推進課 TEL0285-32-8887